

労働派遣事業に関わる情報提供

HUBキャリア株式会社

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日

■労働者派遣等実績（東京）

派遣労働者の数（令和5年6月1日現在）	7人
派遣先の数（年度）	13事業所
労働者派遣に関する料金額の平均額（1日8時間／円）	29,894円
派遣労働者の賃金額の平均額（1日8時間／円）	22,578円
マージン率	24.5%
雇用安定措置を講じた人数	0人

■労働者派遣等実績（大阪）

派遣労働者の数（令和5年6月1日現在）	3人
派遣先の数（年度）	-
労働者派遣に関する料金額の平均額（1日8時間／円）	-
派遣労働者の賃金額の平均額（1日8時間／円）	-
マージン率	-
雇用安定措置を講じた人数	-

■キャリア形成支援制度に関する事項

【教育訓練】

◇就業開始研修

対象	初めて当社で派遣就業を開始される方
研修方法	eラーニング
研修内容	職場のマナーと守るべきルール、情報保護基本研修など
研修時間	0.5時間
研修給与	法令に基づいて、就業を開始されるお仕事の時間給にてお支払いします。
研修費用	無料

◇年次研修

対象	1～3年の継続就業が見込まれる方
----	------------------

研修方法	eラーニング
研修内容	ビジネスマナー実践、ビジネス文書、言葉遣い、チームビルディング、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーション研修など
受講時期	毎月1回
研修時間	8時間/年
研修給与	法令に基づいて、就業を開始されるお仕事の時間給にてお支払いします。
研修費用	無料

【キャリアコンサルティング】

◇実施概要

対象	当社でご就業頂いている方
実施内容	電話・オンライン 30分/回
費用	無料

キャリアコンサルティング相談窓口

相談窓口：管理本部

連絡先： 03-5422-6284

■その他参考となると認められる事項

・マージンについて

マージンには、派遣社員の社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

■福利厚生に関する事項

社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か : 締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期（東京・大阪） : 令和6年3月31日